平成２５年（フ）第１７９４号
横浜市中区若葉町２丁目21番地　アイナレアビラ603号室
債務者　佐藤　祐治
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８２号
北海道旭川市豊岡６条１丁目３番９号　マイフローラ101
債務者　河端　真純
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８３号
北海道旭川市秋月２条１丁目５番14号
債務者　佐藤　雅子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８４号
北海道旭川市豊岡11条５丁目１番９号　２号棟
債務者　小山　　佶
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８５号
北海道旭川市東光７条１丁目３番５号　旭大ハウス第３
債務者　岩田　睦子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８６号
北海道旭川市秋月１条２丁目６番10号
債務者　沼澤辰之輔
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８７号
北海道旭川市永山１条11丁目２番37号　ヴィラ・ファイター202号室
債務者　澤田　瑞恵
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８８号
北海道上川郡鷹栖町北野東２条１丁目10番５号
債務者　漆川　照子（旧姓長船）
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８９号
北海道旭川市末広２条３丁目３番１号　エーデルワイス101号、住民票上の住所北海道旭川市末広５条３丁目６番19号
債務者　瀬尾　裕子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９０号
北海道旭川市神居６条13丁目２番６号
債務者　大八木紀雄
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９１号
北海道旭川市神居６条13丁目２番６号
債務者　大八木里智子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９２号
北海道旭川市東鷹栖２条３丁目635番地の433
債務者　早川めぐみ（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９６号
北海道旭川市２条通18丁目498番地の１　２．18ハイツＢ―103
債務者　須田まゆみ
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９７号
北海道旭川市末広東２条１丁目８番14号　岩井中マンションＡ棟１―１
債務者　奥泉　洋子（旧姓栗山・岡崎）
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部